

第二十二回国会
衆議院

社会労働委員会文教委員会連合審査会議録第一号

昭和三十年七月二十九日（金曜日）
午前九時十九分開議

出席委員

社会労働委員会

委員長 中村三之丞君
理事大石 武一君 理事中川 俊思君
理事松岡 松平君 理事大橋 武夫君
理事山下 春江君 理事山花 秀雄君
理事吉川 兼光君
白井 莊一君 龜山 孝一君
小島 徹三君 横井 太郎君
亘 四郎君 加藤鐵五郎君
中山 マサ君 野澤 清人君
中村 英男君 長谷川 保君
横銭 重吉君 中原 健次君

文教委員会

委員長 佐藤觀次郎君

理事赤城 宗徳君 理事伊東 岩男君
理事並木 芳雄君 理事坂田 道太君
理事竹尾 式君 理事辻原 弘市君
理事小牧 次生君
高村 坂彦君 杉浦 武雄君
藤本 捨助君 米田 吉盛君
永山 忠則君 河野 正君
島上善五郎君 野原 覺君
山崎 始男君 平田 ヒデ君
小林 信一君

出席政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君
文部事務官（大臣
官房総務課長） 田中 彰君
文部事務官（大
学学術局長） 稲田 清助君
厚生政務次官 紅露 みつ君
厚生技術官 曾田 長宗君
（医務局長）

厚生事務官 高田 浩運君
（医務局次長）
委員外の出席者
社会労働委 川井 章知君
員会専門員
社会労働委 引地亮太郎君
員会専門員
文教委員会専門員 石井 勲君

本日の会議に付した案件
齒科技工法案（内閣提出第一三五号）
（参議院送付）

〔中村社会労働委員長委員長席に着く〕

○中村委員長 これより社会労働委員会・文教委員会連合審査会を開会いたします。
先例により委員長の職務は私が行います。

齒科技工法案を議題といたします。
まず趣旨の説明を聴取することといたします。紅露政府委員。

齒科技工法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 免許（第三条・第十条）
第三章 試験（第十一条・第十六条）
第四章 業務（第十七条・第二十条）
第五章 齒科技工所（第二十一条）
第六章 罰則（第二十七条・第三十一条）

附則
第六節 附則（第二十七条・第三十一条）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、齒科技工士の資格を定めるとともに、齒科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて齒科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において、齒科技工」とは、特定人に対する齒科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、齒科医師（齒科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行つた行為を除く。

2 この法律において、「齒科技工士」とは、都道府県知事の免許を受けて、齒科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「齒科技工所」とは、齒科医師又は齒科技工士が業として齒科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための齒科技工が行われなものを除く。

第二章 免許

（免許）

第三条 齒科技工士の免許（以下「免許」という。）は、齒科技工士

試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（絶対的欠格事由）

第四条 盲の者には、免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第五条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができる。
一 齒科医療又は齒科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があつた者
二 精神病者又は麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者
（齒科技工士名簿）
第六条 都道府県に齒科技工士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録、免許証の交付及び届出）
第七条 免許は、齒科技工士名簿に登録することによつて行つたときは、齒科技工士免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

3 齒科技工士は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所（業務に従事する者について）は、さらにその場所）その他厚生省令で定める事項を、翌年一月十五日までにその住所の都道府県知事に届け出なければならない。

（免許の取消等）
第八条 齒科技工士が、第四条の規定に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

2 齒科技工士が、第五条各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

（聴聞）

第九条 都道府県知事は、前条の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

2 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために弁明し、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条の処分をすることができる。

（政令への委任）

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、齒科技工士名簿の登録、訂正及び消除、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する事項は、政令で定める。

第三章 試験

（試験の目的）

第十一条 試験は、齒科技工士として必要な知識及び技能について行つた。

(試験の実施)

第十二条 試験は、第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同条第二号に規定する歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少くとも一回行う。

2 試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、政令の定めるところにより、都道府県知事の監督に属する歯科技工士試験審査会を置く。

3 厚生大臣は、歯科医師試験審査会の委員に、試験の基準に関し、歯科技工士試験審査会を指導させることができる。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 歯科医師試験審査会又は歯科技工士試験審査会の委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

一 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者

二 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める

基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

(不正行為の禁止)

第十五条 試験に關して不正の行為があつた場合には、都道府県知事は、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続その他試験に關して必要な事項は厚生省令で、第十四条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所に關して必要な事項は、文部省令又は厚生省令で定める。

第四章 業務

(禁止行為)

第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

2 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七條第二項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた歯科医師は、業として歯科技工を行つてはならない。

(歯科技工指示書)

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

(指示書の保存義務)

第十九条 病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療

所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して二年間、保存しなければならない。

(業務上の注意)

第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに當つては、印象採得、咬合採得、試験、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

第五章 歯科技工所

(届出)

第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

(管理者)

第二十二条 歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であつてその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者を置かなければならない。

(管理者の義務)

第二十三条 歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯

科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けることがないように必要な注意をしなければならない。

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

(使用の禁止)

第二十五条 都道府県知事は、歯科技工所の開設者が前条の規定に基づく命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行ふまでの間、その歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十六条 都道府県知事は、保健所を設置する市の市長は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 保健所を設置する市の市長は、歯科技工所につき前二条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を附して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第六章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三 第十七条第二項の規定に違反した者

四 第二十五条の規定による処分違反した者

第二十九条 第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項の規定に違反した者

二 第十九条、第二十一条第一項

若しくは第二項又は第二十二條の規定に違反した者

三 第二十六條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十八條第四号又は前条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(特例技工士)

第二條 歯科医師以外の者であつて、この法律の施行の際現に歯科技工の業務を行つてゐるもの又はこの法律の施行前に引き続き三年以上歯科技工の業務を行つてゐたものは、この法律の施行後三箇月間は、第十七條第一項の規定にかかわらず、業として歯科技工を行ない、又は第二十二條の規定にかかわらず、歯科技工所の管理者となることが出来る。

2 前項の者が同項の期間内にその氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出たときは、その者については、昭和三十一年十二月三十一日までの間も、同項と同様とする。

3 前二項の規定により業として歯科技工を行うことができる者（以下「特例技工士」という。）については、第十八條及び第二十條の規定を適用する。

4 前項において適用する第十八條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

5 都道府県知事は、特例技工士が、第四條又は第五條各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。第九條の規定は、この場合において適用する。

6 前項の規定に基づく処分に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7 特例技工士は、特例技工士である間は、第十四條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

(試験の実施に関する経過措置)

第三條 昭和三十五年までは、第十二條第一項の規定にかかわらず、同条同項に規定する都道府県知事以外の都道府県知事も、毎年少くとも一回試験を行うものとする。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、昭和三十年においては、第十二條第一項及び前項の規定にかかわらず、試験を行わないことができる。

(指示書に関する経過措置)

第四條 第十八條の規定は、歯科医師がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科技工については、適用せず、かつ、特例技工士がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科

技工については、附則第二條第三項の規定にかかわらず、適用しない。

(特例技工所)

第五條 特例技工士が業として歯科技工を行う場所（病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われなものを除くものとし、以下「特例技工所」という。）及びその管理者については、第五章及び第十九條の規定を適用する。この場合において、第二十二條中「歯科医師又は歯科技士」とあるのは、「歯科医師、歯科技工士又は特例技工士」と読み替へるものとする。

2 前項において適用する第二十五條の規定による処分に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処し、同項において適用する第十九條、第二十一條第一項若しくは第二項又は第二十二條の規定に違反した者及び前項において適用する第二十六條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

(歯科技工所等の届出に関する経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に歯科技工所又は特例技工所を開設してゐる者は、この法律の施行後一箇月以内に、開設の場所、管理者の氏名その他第二十一條第一項前段の規定に基く厚生省令で定める事項を当該歯科技工所又は特例技

工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た事項のうち同条同項後段の規定に基く厚生省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を届け出なければならぬ。

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第五條第二項又は前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(受験資格の特例)

第八條 他の法令の規定により期間を限つて歯科医師国家試験予備試験を受けることができるものとされてゐる者は、第十四條の規定にかかわらず、その期間の経過後、試験を受けることができる。

2 歯科医師法第三十三條第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされてゐる者は、第十四條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四條の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)
第九條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第三十九號の次に次の一号を加える。
三十九の二 診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

第十條第三号中「歯科衛生士」の下に「歯科技工士」を加える。
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。
昭和三十年七月十五日
衆議院議長 益谷秀次殿
参議院議長 河井 彌八

歯科技工法案

目次
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 免許（第三條・第十條）
第三章 試験（第十一條・第十六條）
第四章 業務（第十七條・第二十二條）
第五章 歯科技工所（第二十一條・第二十六條）
第六章 罰則（第二十七條・第三十二條）
附則
（試験の実施）
第十二條 試験は、第十四條第一号

に規定する歯科技工士学校又は同条第二号に規定する歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少くとも一回行う。

2 試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、政令の定めるところにより、都道府県知事の監督に属する歯科技工士試験審査会を置く。

3 厚生大臣は、歯科医師試験審査会の委員に、試験の基準に關して、歯科技工士試験審査会を指導させることができる。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

一 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者

二 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

四三 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

(省令への委任)
第十六条 この章に規定するものの
○第十四条第一号に規定する歯科技工士養成所並びに
○試験科目、受験手続その他試験に關して必要な事項は厚生省令で、第十四条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所に關

して必要な事項は、文部省令又は厚生省令で定める。

(歯科技工指示書)

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。ただし、病院又は診療所の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行う場合は、この限りでない。

(使用の禁止)

第二十五条 都道府県知事は、歯科技工所の開設者が前条の規定に基く命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行ふまでの間、その歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

(広告の制限)

第二十六条 歯科技工の業又は歯科技工所に關しては、文書その他いかなる方法によるを問はず、何人も次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一 歯科医師又は歯科技工士である旨

二 歯科技工に従事する 歯科医師又は歯科技工士の氏名

三 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

前項各号に掲げる事項を広告するに當つても、歯科医師若しくは歯科技工士の技師、経歴若しくは学位に關する事項にわたつてはならない。その内容が虚偽にわたつてはならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十六条 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長は、必要があるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、

必要な報告を命じ、又は当該吏員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 保健所を設置する市の市長は、歯科技工所につき前二条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を附して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第六章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三 第十七条第二項の規定に違反した者

四 第二十五条の規定による処分に違反した者

第二十九条 第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項の規定に違反した者

二 第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二条〇〇又は第二十六條の規定に違反した者

三 第二十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第二十八條第四号又は前条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(特例技工士)

第二条 歯科医師以外の者であつて、この法律の施行の際現に歯科技工の業務を行つてゐるもの又は

この法律の施行前に引き続き三年以上歯科技工の業務を行つてゐたものは、この法律の施行後三箇月間は、第十七条第一項の規定にかかわらず、業として歯科技工を行ひ、又は第二十二條の規定にかかわらず、歯科技工所の管理者となることが出来る。

2 前項の者が同項の期間内にその氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出たときは、その者については、昭和三十五年十二月三十一日までの間も、同項と同様とする。

3 前二項の規定により業として歯科技工を行ふことができる者(以下「特例技工士」という。)については、第十八條及び第二十條〇〇及び第二十六條の規定を準用する。

4 前項において準用する第十八條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

5 都道府県知事は、特例技工士が、第四條又は第五條各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。第九條の規定は、この場合において準用する。

6 前項の規定に基づく処分に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7 特例技工士は、特例技工士である間は、第十四條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

(試験の実施に關する経過措置)

第三条 昭和三十五年までは、第十

二条第一項の規定にかかわらず、同条同項に規定する都道府県知事以外の都道府県知事も、毎年少くとも一回試験を行うものとする。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、昭和三十年においては、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、試験を行わないことができる。

(指示書に関する経過措置)

第四条 第十八条の規定は、歯科医師がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科技工については、適用せず、かつ、特例技工士がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科技工については、附則第二条第三項の規定にかかわらず、適用しない。

(特例技工士)

第五条 特例技工士が業として歯科技工を行う場所(病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われなものを除くものとし、以下「特例技工所」という。)及びその管理者については、第五章及び第十九条の規定を適用する。この場合において、第二十二條中「歯科医師又は歯科技工士」とあるのは、「歯科医師、歯科技工士又は特例技工士」と読み替へるものとす。

2 前項において準用する第二十五条の規定による処分を違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処し、同項において準用する第十九条、第二十一条第

一項若しくは第二項又は第二十二條の規定に違反した者及び前項において準用する第二十六條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

3 第一項及び附則第二条第三項において準用する第二十六條の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

(歯科技工所等の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に歯科技工所又は特例技工所を開設してゐる者は、この法律の施行後一箇月以内に、開設の場所、管理者の氏名その他第二十一条第一項前段の規定に基く厚生省令で定める事項を当該歯科技工所又は特例技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た事項のうち同条同項後段の規定に基く厚生省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を届け出なければならぬ。

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第五条第二項又は第三項に於いて前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(受験資格の特例)

第八条 他の法令の規定により期間

を限つて歯科医師国家試験予備試験を受けることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2 歯科医師法第三十三条第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四条の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十九條の次に次の一号を加える。

三十九の二 診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

第十條第三号中「歯科衛生士」の下に、「歯科技工士」を加える。

○紅露政府委員 ただいま議題とかりました歯科技工法案につきまして、提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

わが国の歯科医療の現況を見ますと、国民の大多数が歯科疾患に冒されてゐるといふことも過言ではない状態でありまして、そのうち、義歯、充てん、矯正に属する治療技術も必要とする患者はおびただしい数に上つてゐるのであります。わが国の診療に従事してゐる歯科医師の数は、人口約三千百名に一人の割合でありまして、この程度では国民の歯科医療の需要を満たすに十分であり、また今後の歯科医師の需給の見通しも、将来の人口増加を考慮する場合必ずしも十分でないものであります。しかるに近年歯科医療に対する国民の需要がますます高まつて参りつつあります関係上、歯科医療中の歯科技工につき、歯科医師のほか、いわゆる歯科技工士に委託する場

合が次第に多くなり、これ等歯科技工士と称する人々が役割が漸次高まつて参りますとともに、その数が相当多きに上つて参つたのであります。しかるに、これら歯科技工士につきましては、現在何らかの規制が加へられておらず、またこれらの者の中で正規の職業教育を受けた者は極めて少数で、大部分は徒弟見習いとして習熟した者であります。従つて、その技術内容も千差万別であり、国民の歯科医療を確保する上は、はなはだ欠ける点が多かつたのであります。このようない状態にかんがみ、歯科技工士の資格を定めて、その資質の向上をはかるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、歯科医師の業務を適正に補足させることによつて、歯科医療の普及と向上に寄与しようとするのが、この法案を提案いたしました理由であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。まず第一に、歯科技工士の免許は、都道府県知事の行う試験に合格したものに對して、都道府県知事が与えることとしたしております。

第二に、歯科医師または歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行なつてはならないこととしたのであります。

第三は、歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行なつてはならないこととしたのであります。

第四に、歯科技工を行う場所である歯科技工所につきまして、開設の届出義務、管理者の設置義務等必要な規制をすることと、これに對して行政庁の一定の監督権を定めております。

以上がこの法案を提案しました理由及びそのおもな要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○中村委員長 以上で説明は終了しました。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。並木芳雄君。

○並木委員 ただいま提案理由の説明をお聞きいたしました。この審議は、専門である社会労働委員の皆さんがおやりになって下さいますから、私もはそれにおまかせするのでございまして、文教委員の一人として、どうして見のがすことのできない修正が参議院でなされたのに気がついたものであります。ですから、私はその点、これだけよいかということをお政府に聞いておきたい。

政府の提案に對して、参議院で修正がなされた箇所は第十四条でございまして、受験資格のところ「試験は、次

の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない」といって、その第一にあげてあるのが「文部大臣の指定した齒科技工士学校を卒業した者」とあるにかかわらず、参議院から送付されてきましたこの齒科技工法案を見ますと、これが抹殺されておる。そして次の二の厚生大臣の指定した齒科技工士養成所を卒業した者」が第一に繰り上っております。以下の点は問題ないように思いますが、要するに受験資格の中に、文部大臣の指定した学校と厚生大臣の指定した養成所と二種類あることを認めることができます。いづれもその受験資格を獲得することが、政府の原案であつたわけです。ところが、修正されたものでは、文部大臣の指定した学校というのは、厚生大臣の指定した養成所または学校というふうに直つてもありませんから、所管争ひで文部大臣から厚生大臣に移つたというものでもない。どつちの所管が正しいかということとは別問題として、それならばまだ恕すべき点がある。これは私の了解ですから、もし間違つていたら御訂正願ひますが、ただこの法案を読んだだけでは、文部大臣の指定することのできる学校が抹殺されてしまつて、宙に浮いてしまふ。幾らお盆のシーズンだからといつても、幽霊になつて宙に浮いてしまつたのでは成仏できないだらう、こういうことが文部委員の一人としてびんときたのです。ですから、私の質問はどつちかということ、文部大臣の方になさるべきものかもしれません。しかし同一政府で少し、私は与党です、それでいいかという質問ですが、それでいいのですか。

○高田(浩)政府委員　まず私から事務

的なを御説明申し上げたいと思ひます。結論から先に申し上げますれば、事務的な支障はない。と申しますのは、齒科技工に關します學校にしても、あるいは養成所にしても、いわゆる養成施設を卒業した者というのが資格要件になっております。これに対して、厚生大臣が指定をすればそれでいいわけでございまして、それが學校教育法上の學校になっておりましようとおりますまいと、厚生大臣が指定をすればそれで受験資格が生ずる、そういうことになります。ただ従来、衛生關係の立法につきましては、厚生省と文部省との所管に關しまして、學校教育法第一条の學校につきましては文部大臣が指定をするし、その他の各種學校については厚生大臣が指定をするという異前にずつといたしておりましたので、従つてこの法案も、政府としては今お話のように文部大臣、厚生大臣の二本建で出してきたわけでございします。しかしこれにつきましては、例外がなきにしもあらずでありまして、たとえば榮養士法等につきましては、厚生大臣一本で處理しておるのでございます。そういうわけで、原則的には文部大臣、厚生大臣と二本建でやつてきておりますが、例外的にはそういう例がある。それから實際の取扱ひといったしましては、先ほど申し上げましたように、厚生大臣が指定すればそれでよろしいということになるわけであります。

○並木委員　今のでいいでしょうか。その片一方は學校です、片一方は厚生大臣の指定した齒科技工士養成所を卒業した者ということです。具体的に言った方がいと思うのですけれども、具

体的にどういふ学校がありますか。

○高田(港) 政府委員 現在は結局歯科技工士といふものが法律上成規に認められた職でございせんので、従つて、これに關する養成機関といふものが、法律上の効果を発生するには至つておりませんが、ただ現実には至つて実在しております養成施設は、東京医科歯科大学歯学部附屬の齒科技工士学校、それから財団法人愛世会愛齒技工士養成所、それから日本大学歯学部附屬の技工士養成所、この三つと承知しております。

○並木委員 あとの二つは養成所ですから、それは第二の厚生大臣の指定に該當するのだらうと思ひます。問題は第一です。その学校は、文部省で管轄しているのぢやないですか。次官でも局長でもはっこうですが、伺いたい。

○稻田政府委員 ただいまの第一の国立大学に付置しております学校は、文部省で監督しております。私どもの方の事務的な見解からいたしますれば、やはり政府原案におきまして学校と養成所と最初から書き分けておりますように、養成所は養成所であり、学校は学校である。学校が削られました場合に、学校を養成所として取り扱いますことは、この法律としては、われわれとしては不都合だと考えております。

○並木委員 そこで、私とて弱つてしまひます。政府の中の考えが違つてゐる。つまり、一が削られて、その学校が——具体的に言うと、今の東京の医科歯科大学の附屬の学校がオートマテイカリーに第二の中に入ってくるならば、事務的には不都合を生じない、これが医務局長の答弁です。それがいいか悪いかわ別として、事務的には支

障を生じないと言うが、今の稻田局長の答弁ですと、第一の学校は第二の養成所のカテゴリーに入らないという答弁です。私も法律をすなおに読むと、入らないように考える。何らかの措置を講じなければ、入らないのじゃないですか。それならば最初から二つに分けたことは、法の体系からいって非常におかしいと思うのです。それならば、初めから文部大臣または厚生大臣が指定する養成所または学校というふうに一本にしてしまえば、どっちが指定したってかまわないというふうになるのですけれども、分けたところに学校と養成所の性質の違い並びに所管の違い、それぞれの特色があつて生まれた沿革、存在理由、そういうものの違いが、私ははつきり出てきていると思ふのです。さて今の答弁ですと、お聞きのとおり同じ政府の中で見解が違つてきているのです。だから私心配しているのですが、これをどういうふうに解決していったらいいものでしょうか。政務次官も二人おられるし、どうですか。やはり私の心配は杞憂でなかったということなんです。私は追及するわけではないのです。与党として御注意下さいということで、兩次官の前へ問題を提起したわけですから、一つ至急調整していただませんか。今、私はここで兩次官から食い違ふ答弁を聞いて快談を叫ぶ立場ではありません。野党からどういう質問が出るかわかりませんが、場合によっては、文部省でこういう学校を作つておいて、その学校を卒業した者が受験資格を得られないような、そんな不具識なことがあるかというよりな、きついおしかりが出るかもしれない。これだけ発言して、

次官から何かお聞きできれば幸いだと思ひます。

○寺本政府委員　私も紅露さんも、政府委員ではありますが、ともに参議院議員でありまして、参議院でそのよゝな修正が行われたことを非常に遺憾に存しております。参議院で修正が行われます際には、文部省としては、政府としての意見を申し述べる機会が全くございませんでした。従つて、ただいま並木委員から御指摘のような矛盾のある修正ができ上つたものと考えます。私どももいたしましては、これは修正。私どももいたしましては、これは修正。政府提出の法律案でありまして、政府提出の法律案で、ただいま並木委員が御指摘の通りの原案になっておつたものですから、意見の食い違ひがなかつたのでございまして、たとい修正があつても、その意見が變るはずはなかつた。と考へます。従ひまして、政府としては意見の食い違ひがあるはずはなかつた。学校は学校、養成所は養成所で、学校が削られたから養成所が拡張されるということとは、政府部内の解釈としては通らぬだらう、かように考へます。従ひまして、どうぞ一つそういう矛盾のございませぬように、食い違ひがございませぬように、衆議院の方で御修正下さるようお願い申し上げます。

○高田(浩)政府委員　厚生省といたしましては、齒科技工士養成所の中に、すべての養成機関が入るという解釈で参るつもりにいたしております。また法案審議の過程においても、一応はそういうような意見もあつたのでございしますが、従来の取扱ひの例によりまして、政府提案のようにいたした次第でございします。単に一本ということにな

りますれば、そういうふうな解釈でございませう。

○稲田政府委員 文部省、厚生省と申しますと、多少所管争いのようにお聞き取りいただきますと、非常にわれわれは遺憾でありますけれども、もう一つは、やはり法体系、教育体系の問題でございまして、先ほど医務局長も申されましたように、他の七つの例が、やはり学校は文部大臣が指定する、養成所は厚生大臣が指定するということになっております。もちろん、両省の間におきましては緊密に連絡をいたしまして、遺憾のない取扱いをいたしております。他の法体系との関連において、あるいはまた教育体系というふうな関連におきまして、やはり政府原案がわれわれといたしましては、事務処理上最も望ましい形であると信じております。

○中村委員長 辻原弘市君。

○辻原委員 今、主として修正された事務的取扱いについての意見の開陳が、政府部門の方からあったわけでありまして、その前に、単に齒科技工士の問題だけではなしに、われわれ文教委員としては、教育体系の根本的な問題として、実は相当重視しているわけなんです。というのは、現在、文部大臣の指定する云々というのに該当する学校が、一つであらうが、二つであらうが、三つであらうが、そのこと自体が問題ではない。それよりも、一休学校と名のつくものの所管を厚生省がやり得るのかどうか、また現在学校という名がついているそれぞれの教育機関でありながら、その性格を法律によって一挙に変えてしまおうというふうなことが、行政上果して妥当であるのかどうか、こ

うか、こ

うか、こ

うか、こ

修正をやりな

修正をやりな

修正をやりな

はかという委員

はかという委員

はかという委員

な今のよう

な今のよう

な今のよう

科技術であります。だから齒科技術を向上させ、齒科衛生というものを向上させていくということが究極の目的であつて、単に齒科技工士というものの養成機関だけの運営がたやすく行われるとか、行われないということは、第二義的問題であります。その観点に立つて考えて、その場合に、どうしても齒科技術の向上、あるいは技工士法まで作つて資格要件を確固たるものにするという段階に、文部大臣の指定する各種学校に入れたり、そのことの究極の目標というものに到達されないという考え方においては御説明がないのであります。これは私見でありますけれども、少くとも齒科大学は文部大臣の管轄下にあります。そうしてどんなその管轄によつて、いわゆる学校教育として養成していく。国家試験を受けて社会に出るとするならば、ほかの海員養成機関を見ても、その他の専門技術の養成機関を見ても、学校は文部大臣が所管をしている。それに付随するいろいろな専門技術の養成は、その近くで有無相通して行われるとき、初めて人間は感情でありますから、感情が対立すれば別であります。しかし感情を抜き去つた場合には、そういう面々相待つた運営がきわめて能率を上げ、経済的に従つて、費用の節減等においても十分効果を發揮できるといふことは、論を待たないのであります。しかし、往々にしてそういういろいろな人間の感情がわだかまつたり、あるいは自分の分野を争いがちになつてみたりするから、できるだけ分けて、けんかする大は遠ざけておこうという安易な考え方になるのであります。しかし、それよりも、むしろ、む

ずかしいけれども、齒科大学というものがあつて、そこで齒科技術を養成して、その近辺においてこの齒科に付随する技工士を養成していくということについては、本質的に考えて、何ら差しつかえないものであります。しかも現在行われている、しかも附置の技工士学校を、各種学校といへども学校であるとするならば、それを文部大臣が指定するということにおいて、現状を認めるのに何の支障があるかというのをわれわれは承知したい。その点の了解が得られないならば、ただそういうことの方が都合がよからうという答弁では、大義名分が立ちません。同時に、将来に對して、これは一つの学校体系に對する大きな方向を示唆するものであつて、われわれはそういうような影響が随所に出てきた場合に、責任の負いようがありません。これが農林省関係に、運輸省関係に、あるいはまた厚生省関係に出たということでは、教育体系は必ず乱れるのであつて、それをよくしとする政府の方に統一した見解があるとするならば、私は了承するにやぶさかではあります。しかし、常にわれわれはそれを心配しておるものであります。いわゆる教育体系というものをどの程度まで確立していくか、専門分野にわたるものの各省にゆだねる点につきましても、それをどの程度にするか、その分野というものをわれわれは考へ、心配しつゝ、教育行政の立法化に當つてはあります。たまたま私の方の所管の法律ではありませんけれども、こういう問題が派生いたしましたので、この際私としては、政府部内の意見の統一をやつていただきたい

ということがまず第一番、その基本的な方針について伺いたい。次に、これは先ほどの事務当局の説明に、重ねてお尋ねするのであります。が、運営上支障はございませんかという厚生省のお答えであります。しかし、法律をすなおにながめてみますと、これは修正されたそのまゝの条文でもつてすれば、第二号の厚生大臣の指定するといふのは、明らかに養成所と書かれてあります。各種学校が養成所でないことは明らかであります。その点事務的には差しつかえないということ、何かそれに手を加えるのか。その各種学校といふものを養成所に切りかえるという考え方であるか。それはすでに事務的に文部省との間に話し合ひがついていて、その各種学校を厚生省の養成所に切りかえるという折衝が進んだ段階において、あなたは事務的に支障がないと言われているのか。それは厚生省だけの考えで、あなたは事務的に差しつかえないと言われているのか、その点を明確にしないとお、そんなことを一つ一つの省に、お前の方は差しつかえないか、ええ、それでけつこうでございます、それならよからうというようなことでは、政府というものは、厚生省だけではないのですから、関係する各省が一々了承して、初めて政府としては差しつかえないという、いわゆる内閣の意見が関係せられるわけであつて、厚生省だけの意見、厚生省事務当局だけの意見を聞いて、それで法律案の審議の上においてけつこうだということでは、いかに私が現状としてやむを得ないものと認めたからといって、そういうような程度の政府部内の答弁でもつて、この法

律の運用におきまして万全である、支障はないといつて了承することは、あまりにも軽率ではないかと私自身思うのであります。一体その点の事務的折衝はどう進んでおるのか。各種学校を養成所に切りかえるのか、あるいはさらに法律につけ加えて、この第一号を削つた上に、現在あるところの各種学校を養成所と読みかえる規定を作るのか、その点について事務的に明らかにしていただきたい。

○高田(港)政府委員 誤解のないように、最初に法律の解釈について申し上げたいと思ひます。先ほど申し上げておりましたように、看護婦等の養成につきましても、学校については文部大臣が指定をする、養成所については厚生大臣が指定をする、そういうふうになつておりますが、この学校とは何を言ふか、養成所とは何を言ふかといふことの解釈でございます。従来、学校教育法の第一条で、学校とは小学校、中学校、高等学校云々と書いてありますが、これがすなわち学校である。それから第八十三条のいわゆる各種学校、これはすなわち養成所に入るのだ、そういうふうな解釈のもとに來ております。ただ實際の問題として、たとへば東京大学でありますとか、京都大学でありますとか、そういうところには附置をいたしております看護婦の養成所、これは形式的には、その看護婦の養成機関それ自体は、第一条にいう学校ではなくて、第八十三条に相当すべきものであります。その本体がいわゆる大学等でございますので、便宜の取扱ひにして、その分は文部大臣の方ににおまかせをして指定をしていただく、そういうような實際の取扱ひにいたしておるのであります。従つて、今お話しのように、各種学校までも全部文部大臣ということにはなつていないのでございます。この点をまず御了承をいただきたいと思ひます。

それから、先ほど申し上げました医科歯科大学に附置の技工士学校その他につきましても、私どもの承知しております範囲におきましては、これはそれ自体としては、学校教育法第一条のいわゆる学校ではなくして、むしろ八十三条相当のものであるというふうに理解をしております。

す。文部省におきましては、各種学校は学校であります。なればこそ、厚生省におきまして診療エックス線技師法、歯科衛生士法、保健婦助産婦看護婦法等におきまして、学校という名前を用いて各種学校を学校扱いしておられるのであります。

なお、この法律自身におきましては、第十四条の第四号が修正漏れになっておまして、外国における学校という字が残つておるのであります。もし修正の御趣意が、あらゆる歯科技工士を養成する施設を養成所とおっしゃる御趣意なれば、日本国が認める学校を学校と認めないで、外国の認め

の資格を取得したいがために、各都道府県知事に認定を要請するのであります。従つて各種学校が養成所であるな

大臣をうたつたかという疑問が生じてくるのであります。従つて、その解釈はこれ以上申し上げませんけれども、二つの点に問題があるということ

ついて、早急に事務当局、政府部内

どもは納得できないのであります。その点について伺いたい。

○辻原委員 そんなことは、文部省に伺うまでもなく、厚生省のような答弁であるとするれば、各種学校というものは、学校教育法からはさななければならぬのであります。学校と明らかに名がついて、厚生省が所管しておるところの養成所とは、明らかに区別せられておるのであります。そういうことであるならば、たとえば各種学校の中に含まれておるあらゆる、たとえば洋裁の養成所であるとかいろいろなもの

の資格を取得したいがために、各都道府県知事に認定を要請するのであります。従つて各種学校が養成所であるな

大臣をうたつたかという疑問が生じてくるのであります。従つて、その解釈はこれ以上申し上げませんけれども、二つの点に問題があるということ

ついて、早急に事務当局、政府部内

どもは納得できないのであります。その点について伺いたい。

す。文部省におきましては、各種学校は学校であります。なればこそ、厚生省におきまして診療エックス線技師法、歯科衛生士法、保健婦助産婦看護婦法等におきまして、学校という名前を用いて各種学校を学校扱いしておられるのであります。

の資格を取得したいがために、各都道府県知事に認定を要請するのであります。従つて各種学校が養成所であるな

大臣をうたつたかという疑問が生じてくるのであります。従つて、その解釈はこれ以上申し上げませんけれども、二つの点に問題があるということ

ついて、早急に事務当局、政府部内

どもは納得できないのであります。その点について伺いたい。

○永山委員 それでは、一つ内閣として意見を統一して御通知していただきたいと思ひます。現在東京医科歯科大学の附属で技工士養成をやつておるのではありませんが、それが三千年ありまして、本年すでに卒業いたしております。これが受験資格を得られるかどうかという問題について、厚生省の事務当局では、各種学校の養成所に指定していただけるような考え方で申しておりますけれども、實際上この法律で「文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者」という方を削除してしまへば、それは事実上取り扱うことができないのだ。またそのねらいは、やはりそういうような指定をせぬというよりなねらいのもとに実質的に修正されたのだというふうに考えられるのでありますから、事実上現在養成を受けておる人の直接死命を制する重大問題がそこにごさいますので、基本的理論的問題もございすけれども、現実の問題として重大でございすから、これを直ちに統一していただき、そしてわれわれも態度をきめなければならぬ、こういふふうに考えておるわけでありす。

○紅露政府委員 まだ御質問も続く様子もございす、先ほどの点で、厚生省の立場を申し上げたいと思ひます。これは繰り返して申し上げる必要はないこととございす、参議院の修正でこのようになつたわけとございまして、私も、その修正の点に、何でもかんでも固執するといふような態度ではございせん。願うところは原案を通していただきたい。修正についてどういふ考えかという、やはり修正者の気持をもそんなくいたしまして、事務当局からいろいろ申されておるが、私も私どもは私どもの立場で、ほんとうにまづ表面だけのことを申し上げておるのでありまして、受けて立つた修正でございすので、この修正に何でもかんでも固執しようといふような態度はとつておりません。しかし、これから閣議にかけて思想統一をして出直すといふこととございす。これは時間等の関係もございまして、提案者としては少々困惑するわけとございまして、この点は文部政務次官ともいましばらくお打ち合せをしたと思ひますので、その点皆様の御審議におまかせして見ていただくか、あるいは閣議に持ち込むかという点、しばらくお待ちを願ひたいと思ひます。

○寺本政府委員 私は、先ほどから委員の方が厚生省に尋ねられたのは、厚生省の意見を求められたのだと思つておりました。ところが、ただいま厚生政務次官からの話によると、先ほどの御答弁は、参議院の修正者の意思をくんで答弁されておるのだそうです。政府の立場ではないといふふうに了解してよからうと思ひますので、さう御了承願ひます。

○永山委員 次官、ただいまの点で、要するに、政府としてはこの修正ではないのだといふことに思想が統一したといふこととございすか、そこをはつきり……。

○紅露政府委員 重ねてお願いを申し上げますが、何かこそと私語もあるようでございすけれども、提案者としていたしましては、あくまでも原案の通過が当初からの願ひでございすので、御審議にまかせまして、どうぞ一つ原案が——あるいはその御審議の思惑によりまして、修正を認められても、一向に厚生省としては差しつかえないのでございまして、皆様の御審議におまかせいたしまして、すみやかな通過をお願いしたいと思ひます。

○永山委員 それでは事務当局は、文部大臣の指定を削られても、厚生大臣の指定で、各種学校を養成所にしてやるのだという考え方を事務当局は言わておるのですが、それは参議院の意見なんですか、事務当局の意見なんですか。

○高田(浩)政府委員 私どもの意見でございす。なお念のために申し上げますが、参議院において支障ありやなしやと聞かれた場合において、私どもは、事務的な支障はございせんと思ひます。

○永山委員 それでは、やはり思想統一ができていないのでありまして、文部省の見解は、各種学校を養成所として拡大解釈していくことにはならぬのだという御意見です。そうすると、やはり思想が一致していないといふことになりす。

○寺本政府委員 政府の意見は統一していることは、先ほどからお聞きの通りでございす。厚生政務次官が、政府としては原案の成立を希望する、参議院の修正でなく、原案の成立を希望するといふことを言うておられます。ただいま永山委員は、事務当局の御意見をお聞きでございす、政府の御意見をお聞き取りの上で御審議いただきますよう願ひ申し上げます。

○永山委員 それでは政府としては、この文部大臣の指定したという方が削られますれば、現在の医科歯科大学の附属は指定ができないのだということに、政府としてはなるといふ解釈にしてよろしうございすか。いわゆる事務当局は、各種学校を養成所にして、厚生大臣で医科歯科大学の分も指定しようと思へばできるのだという御意見を厚生省は言われ、文部省は、それはできないのだ、こうおつしやつてゐるのです。事務当局は対立してゐるのですが、政府としては具体的な問題として、各種学校を指定することは困難だ、第一号を削られれば、結局東京医科歯科大学の附属でやつてゐる技工士、受験資格の学校には認められぬといふことになるのだといふのか、その点をはつきりしていただくたので

○寺本政府委員 文部省では、政府としても文部事務当局も意見の食い違いはございせん。その点をまず御了承いただきたいと存じます。文部省は、まず学校は学校、養成所は養成所という建前をとつておられますので、学校が削除された以上は、各種学校であつても養成所ではないといふ解釈をとつております。

○永山委員 ただいまのお言葉は、政府としての御答弁として聞きましてよろしうございすか、厚生政務次官……。

○中村委員 厚生政務次官の答弁を求められておりますから、政務次官答弁して下さい。

○紅露政府委員 ただいまのお尋ねの点でございす、これは法制局とも十分打ち合せてございまして、厚生大臣の指定でいける、かように事務当局は申してゐるのでございす。しかし、これは先刻来申しておりますように、厚生省としては修正を受けて立つたのでございまして、原案がこうした問題のために時間切れになつてしまふことを非常におそれるのでございす。ですから、私どもの間にも、少しも統一の点はございせんが、しかしこの修正で困りはないかと言われれば、厚生省としては、非常に好ましいのだ、こう解釈してゐるのです。一元化するといふことの効果はあるわけですから、事務的な支障はもろろありませんが、実際において、先ほど申し上げました通り、これは非常にデリケートな関係に、齒科医師と技工士というものが置かれてゐるといふ特殊な関係、特殊な問題として、そうしてこの効果といふものはあるといふことで、それならやれるかといへば、やれます、差しつかえないと言つただけのこととございすので、これは決して食い違つてゐるわけでもなんでもないのでございす。

○中村(英)委員 大体この連合審査会が持たれ、さらに今政府の御答弁を聞いておりますと、事務当局と政府と意見が違ふ。事務当局と政府と意見が違ふといふべからうな話はない。事務当局はあくまでも政府です。こういふべからうの答弁が出ることは、私はこの問題の持つてゐる背景なりこれによつて起る結果といふものを、具体的に皆さんが御存じないから、こういふあつかましいこと、出しゃばつたことを言うが、実は私、齒科医者なんです。そういう点で、私少し具体的に質問申し上げまして、この法案のよつて来たところを御理解願ひたいと思ひますし、さらにそのことによつて、政府の意見を御統一願ひたいと思つております。

に、厚生省としては修正を受けて立つたのでございまして、原案がこうした問題のために時間切れになつてしまふことを非常におそれるのでございす。ですから、私どもの間にも、少しも統一の点はございせんが、しかしこの修正で困りはないかと言われれば、厚生省としては、非常に好ましいのだ、こう解釈してゐるのです。一元化するといふことの効果はあるわけですから、事務的な支障はもろろありませんが、実際において、先ほど申し上げました通り、これは非常にデリケートな関係に、齒科医師と技工士というものが置かれてゐるといふ特殊な関係、特殊な問題として、そうしてこの効果といふものはあるといふことで、それならやれるかといへば、やれます、差しつかえないと言つただけのこととございすので、これは決して食い違つてゐるわけでもなんでもないのでございす。

御承知のように、厚生政務次官が言われまして、齒科の技工の学校の歴史はきわめて新しい。新しいが、技工そのものの歴史は古い。さらに御承知のように、齒科医が普通医の中から分離発展してきた経過の中には、非常に長い間の困難な道を歩んで、六十年、七十年、百年かかっています。やつと齒科医が技工を中心として今日まで発達してきたのです。そういう発達の経過の中で、二十年くらい前にお茶の水の官立学校ができた。そこで、その官立学校に今いわれる各種学校と称される技工学校がある。ほかの学校にはない。こういう状態の中で、この問題が論議されているのです。そこで私お伺いしますが、お茶の水にある技工学校は、一年間十五人ずつ四十五名の学生を入れておるのです。これは国立学校設置法第五条による規定に基いて実施されておるのです。これの解釈については、いろいろあります。さらに辻原議員が申されたような疑問も、文教委員の中にはわいてくると思ふのです。たとえば商船学校の問題は、運輸省と文部省で管割を争つておる、こういう議論がなされていくる。という、この問題が持つておる背景なり、結果を御了解願いたいのです。なぜこれが問題になるかという、つまり厚生次官の言われた、これによつて起る効果の問題について御了解が願いたい。なぜかという、商船学校なり何なりは、他に対立するものがない。看護婦やレントゲンもそうです。幾ら看護婦学校が充実し発展しても、みづから医者と同じような仕事をする状態にはなり得ない。齒科技工は、齒科医発展の歴史から見ても、この学校が

法律的に扱いにくい、厚生省の指定は事務上非常にむずかしい、宙ぶらりんになるという文部省の議論が、かりに百歩譲つて正しいとしても、それでこの東京医科歯科大学の四十五名の学校と同じように、他の私立学校にも認めると六つできます。すると一年十五名卒業するものが、その学校だけでも百五名卒業するのだ。すると、今三万対六千の比率である技工士と齒科医の比率が、百五名作ることで——学校である限り五年、十年、二十年の間にはほとんど拡充される、数も二十名が三十名になるでしょう。こんなものは法律では取り締まれない。はつか三十年先、五十年先には、技工士みずからが、自分たちが齒科医でなくても技工ができるといふ時期がくる。つまり私どもの悩んだ医薬分業と同じような事態が予見されるのです。その危険があること、これが厚生次官の言われる一元化の効果に関連があると私は思ふ。かりに一步譲つての話ですが、この学校について、厚生省、文部省の両方指定する場合、は、そういうふうになることが望ましくないという事態が起り得る。商船学校の場合にはそういうことはない、看護婦学校の場合にはそういうことはないから、この問題は辻原君が非常に心配されるように、このケースがどこにも拡がっていくと、そういうことになるから困るじやないかということは、問題になり得ないと思ひます。これを一つ了解してもらいたいのが一つ。

さらに、そういう点で、私はこの法律がいろいろな経過を經まして、政府原案の文部省と厚生省と両方で指定するという原案を、これは参議院で修正されたのです。修正された経過の中に、十分文部省なりあるいは文教委員の人の了解を得ないままになつたから、こういう事態の問題が起つた。これはそのときにおける現象の問題である。歴史的に見ると、この問題はその現象の小さい問題だと思ふ。そういうものは一つの現象にすぎない。扱いが下手だとか、そういうことにすぎない。やはり大きな本筋は、齒科医業が大衆に迷惑かけずに、完全な発達をし得るかどうかというところが、この問題の本質でなければならぬ。そういう点から考へて、私は法律家でないからわかりませんが、かりにこの修正案が通るとしたら、文部省が指定になつて受験資格だけはあらうと思ふ。そうすると、法律的に扱いが非常にむずかしくなる。そういう扱いの方は、文部省と厚生省の方で、だめを詰めてもらわなければならぬと思ふが、その点だけをだめを詰めたらいけると思ふ。その点については、厚生次官が言われたこの一元化の効果、つまり将来技工と齒科が分離しない事態が起り得るものであると思ふ。そういう点で、一つ御所見をお伺いしたいわけです。

○稲田政府委員 ただいまの御質問は、文部大臣が指定した場合には、この養成の教につきますして制約がつかない。やがて非常に多量の齒科技工士を出すであらうという御見解でありますけれども、文部省といえども、この養成機関がどの程度であるべきかという点につきましては、十分厚生省とも密接な連絡を取つていただきますし、やはりこの齒科医師それ自身が、文部大臣の認可いたしまする大学において養成せられて、国家試験によつて資格を得る。それと何ら異なることなき体系において出ますことについては、支障がないと信じております。

○中村(英)委員 なるほど形式的にはそうです。形式的には大学令による齒科大学ができておる。そうなりますと、今のお茶の水に技工学校がある。それを他の私立学校にも——当然これは六つできると思ふのです。これはとめる理由がない、また作らなければならぬ。そうすると、学校である限りは、これは何年か先、今あなながそう答弁なさつても、何年か先には、学校である限りは拡充して行くことは当然のことであると思ふ。拡充して行くと、齒科医の歴史的な発展に徴して、当然これは看護婦とは違ひますから、技工士みずからが、齒科医でなくても自分たちにもできるんだという事態がくる危険がある。このことは御了解願へると思ふ。そういう点において、全然そういうふうなことが将来予見されない、こうおつしやるならば話は別ですが、そういう危険はあり得るものと私は思ふのです。

○稲田政府委員 その点は、厚生省が指定せられても同様のことだと思ひます。文部省が指定いたします場合には、厚生省と緊密に連絡いたします。

○中村(英)委員 それでは、いろいろ質問もございしますが、こちら辺で散会されて話し合つてやつたらいと思ひます。

○中村委員長 それでは社会労働委員会・文教委員会連合審査会は散会いたします。

午前十時二十八分散会

昭和三十年八月八日印刷

昭和三十年八月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局